優良エコ事業所
募集案内

○　名古屋市では、環境に配慮した取組を特に熱心に実施している事業所を、「エコ事業所」よりもワンランク上の「優良エコ事業所」として認定しています。
○　現在、「エコ事業所」の認定を受けている事業者の皆様は、「優良エコ事業所」へのステップアップをぜひご検討ください。

申請要件

下記のいずれも該当することが必要です。

①　別添「環境に配慮した取組及び評価点」表により、評価点の合計が 15 点以上あること。

②　事業所から排出する温室効果ガスの年間排出量が基準年度（平成 17 年度以降の任意の年度）の排出量よりも低下していること。また、認定後は 3 年後の更新時期ごとに温室効果ガスの年間排出量（当該 3 か年度の平均）が基準年度の排出量よりも低下していること。

（注）・排出量の比較は、原単位あたりの排出量を評価指標にすることも可とします。
・基準年度は、新規申請時に設定した年度をその後も継続して基準年度とします。

③　環境に配慮した取組結果をまとめた環境活動レポートを市に提出し、公表すること。

受付期間

年 2 回（春・秋）の募集期間（春は 4 月 1 日(火)～6 月 13 日(金)まで）に申請してください。

応募方法

①　エコ事業所認定（新規・更新）申請書（第 1 号様式）
②　①の認定申請書に記載した環境に配慮した取組の内容に関する説明資料、写真、図面等
③　環境関係法令等一覧表（第 3 号様式）
④　温室効果ガス排出量報告書（第 2 号様式）
⑤　環境活動レポート（ウェブサイトの作成例参照）

※申請書の様式は市のウェブサイト（裏面参照）からダウンロードできますので、ご利用ください。

認定審査

認定審査会による審査の上、認定します。（春の募集分は７月末頃に認定予定）
（注）基本的に現地調査を行わせていただきます。

認定された場合のメリット

①　優良エコ事業所の認定証を交付します。
②　優良エコ事業所の「ロゴマーク」を名刺や印刷物などに表示できます。
③　名古屋市のホームページでの事業所名を紹介します。
④　優良エコ事業所の認定事業所の中から、特に優秀で他の模範となる取組を実施している事業所を募集して、「エコ事業所優秀賞」の対象事業所として表彰します。

更新

①　認定された事業所は、通常のエコ事業所と同様３年ごとに更新審査を受ける必要があります。
②　優良エコ事業所に認定された事業所が、更新時に申請要件を満たしていない場合（温室効果ガスの排出量が基準年度よりも増加した場合等）は、原則として「優良エコ事業所」の認定を取り消します。
ただし、今後の温室効果ガス排出量の削減計画等を提出し、その内容を認定審査会が認めたときは認定を更新します。

申込み先・問合せ先

名古屋市環境局環境企画部環境活動推進課（東庁舎５F）

〒４６０－８５０８
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話　０５２－９７２－２６９３
FAX　０５２－９７２－４１３４
e-mail：eco-nagoya@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイト

トップページ　http://www.city.nagoya.jp/

「エコ事業所」ウェブサイト

トップページの検索欄で「エコ事業所」で検索してください。